

Q & A

本編は、内閣府が策定した「特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引き（令和3年6月）」から、認定NPO法人にかかる質問を除き抜粋したものです。

本編において使用している省略語は、次のとおりです。

法	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
法令	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
法規	特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
条例	特定非営利活動促進法施行条例（平成10年条例第30号）
規則	特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年規則第50号）
NPO法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
認定NPO法人	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定NPO法人	特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）

（注）この手引きは、改正法施行日（令和3年6月9日）の法令に基づいて作成しています。

Q & A 目次

1 法律の概要

(問1) どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。	4
(問2) 政令市の区域内にのみ事務所を置いており、県内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。	4
(問3) 海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。	4
(問4) 令和2年の法改正はどのようなものですか。	4
(問5) 令和2年の改正法はいつから施行され、いつから適用されますか。	5

2 NPO法人の設立について

(問6) 縦覧の開始後1週間が経過した場合は、一切の補正が認められないのですか。	5
(問7) 申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。	5
(問8) 社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。	5
(問9) 社員がかなりの人数(1,000人以上)いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。	6
(問10) 定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。	6
(問11) 団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。	6
(問12) 「代表権を有する者」とは、理事全員のことですか。それとも、理事長等理事の代表者のことですか。	6
(問13) 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。	7
(問14) どのような事項を登記するのですか。	7
(問15) 登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。	7
(問16) 登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。	8
(問17) 設立の登記の後に行うべきことはありますか。	8

3 認定NPO法人制度について（省略）

Q & A 目次

4 法人の管理・運営について

(問 49)	所轄庁の変更を伴う定款変更の場合の手續と提出書類はどうなっていますか。	8
(問 50)	所轄庁の変更を伴わない場合の定款変更（認証が必要な場合）の手續と提出書類は何ですか。	9
(問 51)	定款変更に際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。	9
(問 52)	定款等については、事務所に備え置く必要はないのですか。	10
(問 53)	定款等については、毎年提出する必要はないのですか。	10
(問 54)	役員を変更する場合どのような手續が必要ですか。	10
(問 55)	特別代理人、仮理事を選任しなければならない場合はどのような時ですか。	10
(問 56)	「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。	11
(問 57)	その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。	11
(問 58)	区分経理を行わなければならないのはどのような場合ですか。	11
(問 59)	NPO法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。	11
(問 60)	事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。	12
(問 61)	事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。	12
(問 62)	法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。	12
(問 63)	閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。	12
(問 64)	法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。	12
(問 65)	謄写に当たって、所轄庁から手数料等を請求されることはありますか。	13
(問 66)	貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、どの程度まで具体的に定める必要がありますか。	13
(問 67)	貸借対照表の公告方法を定款において定める場合、複数の手段を定めることはできますか。	13
(問 68)	貸借対照表の公告以外にも公告事項はありますが、貸借対照表の公告のみを別の方法とすることを定款に記載できますか。	13

Q & A 目次

(問 69)	貸借対照表の公告の方法のうち、電子公告（法第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、法規第 3 条の 2 第 1 項）とはどのようなものですか。	14
(問 70)	電子公告の方法として、LINE を使用する方法は含まれますか。	14
(問 71)	貸借対照表の公告の方法のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」（法第 28 条の 2 第 1 項第 4 号、法規第 3 条の 2 第 2 項）とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の自宅の一室を N P O 法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればいいですか。	14
(問 72)	貸借対照表の「要旨」（法第 28 条の 2 第 2 項）とはどのようなものをいうのですか。	14
(問 73)	役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。	15
(問 74)	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの（法第 47 条第 4 号）とはどのような状態をいうのですか	15
(問 75)	活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。	15
(問 76) ~ (問 83)	については認定に係る質問のため省略	

5 法人の合併・解散について

(問 84)	合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。	15
(問 85)	法第 35 条第 1 項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるのですか。	16
(問 86)	合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。	16
(問 87)	合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。	16

1 法律の概要について

（問1）どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。

法の別表には、20の活動分野が列挙され、それらの活動に該当しないと特定非営利活動とはみなされません。その意味で、20の活動分野は限定的に列挙されています。

これらの20の活動の一つ一つの意味（定義）は、法律には書かれていませんので、その言葉を解釈するためには、他の法令における使用例等を参考にしつつ、社会通念つまり常識に従って判断することになります。

一方、活動分野については、「多様な特定非営利活動を含むように広く運用すること」が立法当時の衆議院内閣委員会で決議されていますので、社会通念の許す範囲でできるだけ柔軟な解釈をとることが求められているといえるでしょう。

したがって、どのような活動が20の活動に含まれ、また、逆に含まれないのかについては、それぞれの所轄庁が、他の法令における使用例、社会通念等に従いながら幅広く判断することとなります。

（問2）政令市の区域内にのみ事務所を置いており、県内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。

法第9条の規定により、所轄庁は1の政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。所轄庁は主たる事務所の所在地で判断され、活動の場所は所轄庁の決定の要素とはならないので、この場合は政令市となります。

（問3）海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。

法第9条の規定により、所轄庁は1の政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。海外に事務所を置いている団体についても、日本国内の事務所の所在地で所轄庁を決めることとなりますので、主たる事務所の所在地で判断することとなります。

（問4）令和2年の法改正はどのようなものですか。

令和2年の法改正は、平成28年改正法附則第16条の検討規定に基づき、NPO法人の設立及び運営に当たって必要な手続等について検討が行われ、改正されたものです。

改正内容は、次のとおりです。

- ① 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等（1カ月間→2週間）[法第10条関係]
- ② 住所等の公表等の対象からの除外 [法第10条第2項、第30条、第45条第1項第5号及び法第52条第5項関係]
- ③ NPO法人（認定・特例認定）の提出書類の削減 [法第55条第1項関係]
- ④ NPO法に基づく事務又は業務のデジタル化に関する規定 [法附則第8条関係]

（問5）令和2年の改正法はいつから施行され、いつから適用されますか。

令和2年改正法は、令和3年6月9日から施行されます。また、改正法の主な経過措置は、次のとおりです。

- ① 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等の規定は、令和3年6月9日以後に認証の申請があった場合について適用されます。（令和2年改正法附則2）
- ② NPO法人（認定・特例認定）の提出書類の削減の規定は、令和3年6月9日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用されます。（令和2年改正法附則3）

2 NPO法人の設立について**（問6）縦覧の開始後1週間が経過した場合は、一切の補正が認められないのですか。**

法第10条第4項の規定に基づく申請者からの補正については、1週間経過後の補正はいかなる場合も認められません。

なお、申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、所轄庁において職権で補正することもできることとなっています。

（問7）申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。

法第10条第4項の規定により、申請者からは「都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り」補正することができます。何を軽微な不備とするかは条例によって定められるため所轄庁の判断になりますが、例えば客観的に明白な誤記、誤字又は脱字など、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであると考えられます。

（問8）社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。

社員の資格を特定の地域の住民に限る場合でも、その制限が事業内容等との関連から見て合理的なものであれば、「不当な条件」に当たらない場合もあると考えられます。どのような制限であれば不当な条件とならないかについては、一律に決まるものではなく、地域の限定の仕方と事業内容との相関関係で判断することになります。社員を最少行政単位である市（区）町村在住者に限ることは、通常、「不当な条件」には当たらないものと考えられます。しかし、例えば「△△丁目」といった極めて限定された地域の住民以外の者が社員として加入することを、一切拒否するのであれば、実質的に共益的・親睦会的な団体運営を意図するものとして、「不当な条件」とならざるを得ないでしょう。

このため、例えば「この法人の活動に賛同し、かつ常時活動に参加できる者」といった規定のように、地域に在住する者を念頭に置きながらも、法人の活動に賛同する者や積極的に活動へ参画できる他地域在住者の参加の余地を残しておくことが望ましいと考えられます。具体的には、定款上、

- ・ 〇〇市△△中心市街地の活性化を目的とし、まちづくり全般に関する事業を行うことを事業内容とする法人が、社員に対し、「まちづくりに関わる業務又は、当法人の事業に、自ら率先し積極的に参加できるもの」という条件を付している例
- ・ 〇〇町の活性化を目的に活動する法人が、社員に対し、「この法人の目的に賛同し、その活動に関与して主体的に推進する意思を有する者」かつ「個人の利益のために参加するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行えること」等の条件を付している例

について、所轄庁において認証している例があり、このような形で会員資格を市町村の区域よりも狭

い地域の住民に実質的に限定することは、一般論として許容されるものと考えられます。

なお、社員の資格の地域性の問題とは別に、その団体の主たる目的たる活動である「特定非営利活動」は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」ことでなければならないので、誰でもが会員になれないような条件を付した会員の互助的な活動は「特定非営利活動」に当たらないものであることに留意する必要があります。

上記の趣旨を踏まえて、認証事務を行う所轄庁が、各地域の実情を踏まえて、柔軟に運用しているため、地域内で活動しているNPO法人も地方には相当実例がありますので、参考としてください。

（問9）社員がかなりの人数（1,000人以上）いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。

この法律では、定款変更、解散及び合併については、総会で決議することが必要とされていますので、社員の数がいかに多くとも、これらの事項の決定を理事会等に委任することはできません。

また、NPO法人は、毎年1回必ず通常総会を開催することが義務付けられていますので、総会の開催を省略することもできません。

しかし、総会の議決の方法としては、書面による方法や代理人による方法、さらには書面による表決に代えて電磁的方法も認められていますので、社員数の多い法人の場合は、これらの方法を活用して円滑な運営を行うことが期待されます。また、総会の定足数は定款で自由に定めることができますので、その団体の運営に適した定足数を定める方法もあります。

（問10）定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。

「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」などの定めが考えられます。また、誤解等を避けるため、「理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない」という規定を置くことが望ましいと考えられます。

（問11）団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。

それぞれの理事は、対外的には法人を代表しますが、定款で他の理事の代表権を制限し、特定の理事を代表者とすることができます（法16）。

その場合、NPO法人の代表者の職名は必ずしも「理事長」である必要はなく、「代表理事」など他の名称を用いることも可能です。いずれの名前を用いる場合でも、その者に団体を代表する権限を与え、他の理事の権限を制限する場合には、定款にその旨を明記することが必要です。また、登記においても、代表者だけを登記することとなります。

（問12）「代表権を有する者」とは、理事全員のことですか。それとも、理事長等理事の代表者のことですか。

NPO法人の理事は、法律上は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が組合等登記令第2条第2項第4号における「代表権を有する者」に当たります。したがって、理事全員について登記する必要がありますが、理事長のみを登記することでは足りません。なお、組合等登記令の「代表権を有する者」

は、特定非営利活動促進法にいう「理事」のほかに、法第17条の3の「仮理事」、法第31条の5の「清算人」、民事保全法（平成元年法律第91号）第56条の「その職務を代行する者」も含まれます。

また、法人が定款において代表権の制限を行っていて理事長のみが代表権を有する場合には、当該理事長たる理事のみを「理事」として登記することとなります（問14を参照してください）。

（問13）代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。

理事であっても代表権を有しない者については、登記を行う必要はありません。ただし、既に代表権を持つ役員について、当該役員の代表権を完全に制限する旨の定款変更を行った場合は、代表権を完全に喪失した者として、当該役員の氏名及び住所を登記しなければなりません。

（問14）どのような事項を登記するのですか。

登記する事項は次のとおりです（組登令2②）

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

（問15）登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。

登記申請書の具体的な記載事項は、次の7項目です（組登令第25条において準用する商業登記法第17条）。

- ① 申請人の氏名及び住所
- ② 代理人によって申請するときは、その氏名及び住所
- ③ 登記の事由
- ④ 登記すべき事項（別紙として添付することも可能）
- ⑤ 所轄庁の許可（認証）書の到達した年月日
- ⑥ 申請年月日
- ⑦ 登記所の表示（〇〇法務局等）

申請の記載は、横書きにしないでならず、また、申請書が2枚以上になる場合は、申請人は、各紙のつづり目に契印を押さなければなりません（各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号）第5条において準用する商業登記規則第35条）。

次に、申請書に添付する書類は、次のとおりです。

- ① 定款（組登令第16条第2項）
- ② 代表権を有する者の資格を証する書面（組登令第16条第2項）
具体的には、理事が各自法人を代表する場合においては、定款と各理事の就任承諾書が該当します。
- ③ 設立許可（認証）書又はその謄本（組登令第25条において準用する商業登記法第19条）
設立許可（認証）書の謄本とは、具体的には、設立許可（認証）書の写しに、認証した所轄庁が原本と相違ない旨を認証したものが該当します。
なお、申請書に添付した書類については、登記所に対し、原本還付を請求することが可能で

す（各種法人等登記規則第5条において準用する商業登記規則第49条）。

※このほか、登記の申請書に押印すべき者（設立時の法人の代表者、一般的には理事長）は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなくてはなりません（各種法人等登記規則第5条において準用する商業登記規則第35条の2）。

※ 申請書及び印鑑届書の記載例や記載方法については、法務局のHP（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html）に掲載されています。その他登記手続に御不明な点があれば、法人の主たる事務所を管轄する登記所の窓口にお問い合わせください（窓口での相談には、事前の予約が必要です）。

（問16）登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。

組登令第2条第1項の規定により、設立の認証の通知があった日から2週間以内に主たる事務所の所在地で登記を行うこととなります。従たる事務所がある場合には、組登令第11条第1項第1号の規定により、設立の登記をした後2週間以内に登記をしなければなりません。従たる事務所が複数ある場合には、そのすべての事務所の所在地で登記する必要があります。

また、法第13条第3項の規定により、設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしないときには、所轄庁により設立の認証を取り消されることがあります。

（問17）設立の登記の後に行うべきことはありますか。

設立の登記によって法人として成立したことになりますが、これだけで設立の手続は終わりではありません。

まず、登記をしたことを証する登記事項証明書及び設立当初の財産目録を添えて、所轄庁に届け出る必要があります（法13②）。

また、NPO法人は、設立の登記をした後2週間以内に、従たる事務所の所在地においても、登記をしなければなりません。従たる事務所が複数ある場合は、そのすべての事務所の所在地で登記する必要があります（組登令11①）。

4 法人の管理・運営について

（問49）所轄庁の変更を伴う定款変更の場合の手続と提出書類はどうなっていますか。

所轄庁の変更を伴う場合とは、例えば、ある指定都市にのみ事務所を有する法人（所轄庁は当該指定都市の長）が当該指定都市外に事務所を増設した場合（所轄庁は当該指定都市が所在する道府県知事に変更されます）や、東京都にのみ事務所を有する法人が神奈川県に事務所を移設した場合（所轄庁は神奈川県知事）ですが、このような場合には、法人は、変更前の所轄庁を経由して、変更後の所轄庁に認証申請書を提出します（法26①）。

定款変更の認証を行うのは変更後の所轄庁ですので、申請書の様式や部数などについては、変更後の所轄庁の定めに従う必要があります。

提出する書類は、次のとおりです（法25④、26②）。

- ① 定款変更認証申請書
- ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本

- ③ 変更後の定款
- ④ 役員名簿（最新のもの）
- ⑤ 宗教活動・政治活動の制限等（法2②二）及び暴力団の統制下でないこと等（法12①三）に該当する旨の確認書
- ⑥ 直近の事業報告書
- ⑦ 直近の活動計算書
- ⑧ 直近の貸借対照表
- ⑨ 直近の財産目録
- ⑩ 年間役員名簿
- ⑪ 直近の事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

なお、⑦、⑧及び⑨については、設立又は合併の直後で、法第28条第1項の事業報告書等が作成されるまでの間は、設立当初又は合併時及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書、設立当初又は合併時の財産目録で代替することができます。

認証後の手続は、所轄庁の変更を伴わない場合と同様です。

（問50）所轄庁の変更を伴わない場合の定款変更（認証が必要な場合）の手続と提出書類は何ですか。

所轄庁の変更を伴わない場合には、社員総会で議決した後、所轄庁に定款変更の認証申請書を提出します。

提出する書類は、次のとおりです（法25④）。

- ① 定款変更認証申請書
- ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ③ 変更後の定款

申請を受理した所轄庁は、設立認証と同様に、申請があった旨等をインターネットの利用（公報への掲載でも可）により公表し、定款等を受理した日から2週間縦覧に供し、縦覧期間経過後2カ月以内に、認証又は不認証の決定を行う必要があります（法25⑤）。

定款変更については、認証を受けた段階で効力を有することとなります。ただし、変更された事項に登記事項が含まれている場合、事務所の所在地の変更などは、登記を変更することが必要となります。登記しないと、それを第三者に主張（法令用語では「対抗」）することができません。変更の登記は、主たる事務所の所在地においては定款変更の認証を受けてから2週間以内に、従たる事務所の所在地においては、3週間以内に行う必要があります（組登令3①、11③）。

（問51）定款変更の際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。

定款を変更するためには、所轄庁の認証を受けなければなりません。次のような事項については、社員総会での議決後、所轄庁にその内容を届け出ただけでよく、所轄庁の認証は必要ありません（法25③）。

- ① 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更

所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更とは、例えば、千葉市内にしか事務所を持たない法人（所轄庁は千葉市）が、同じ市内に事務所を増設した場合や、神奈川県に主たる事務所を有する法人（所轄庁は神奈川県）が、埼玉県に事務所を増設した場合などです。

- ② 役員の定数に関する事項
- ③ 資産に関する事項

- ④ 会計に関する事項
- ⑤ 事業年度
- ⑥ 残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項
- ⑦ 公告の方法に関する事項

これらの届出だけで変更できる事項に関しては定款の変更を決定した時点で効力が発生します。ただし、登記事項に該当する事項（具体的には事務所の所在地の変更）については、登記の変更をしなければなりませんので、注意が必要です。

（問 52）定款等については、事務所に備え置く必要はないのですか。

定款並びに認証及び登記に関する書類の写しについては、法第 28 条第 2 項の規定により、事務所に備え置くことが義務付けられています。

（問 53）定款等については、毎年提出する必要はないのですか。

法第 29 条で NPO 法人に所轄庁に対する提出義務が課されている書類は法第 28 条第 1 項で規定されている「事業報告書等」ですので、定款等については毎年提出する義務はありません。

（問 54）役員を変更する場合どのような手続が必要ですか。

役員は、氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合などは、所轄庁に届出をする義務がありますが、ここで、役員の変更としては、次のような場合が考えられます。

- ① 再任
- ② 任期満了
- ③ 死亡
- ④ 辞任
- ⑤ 解任
- ⑥ 氏名、住所又は居所の変更

（「人」としての同一性が保たれている場合です。新任は⑦ですのでここには含まれません）

- ⑦ 新任

このうち、①の再任、⑤の解任及び⑦の新任については、総会における議決など定款に定められた手続に従って決定される必要がありますが、それ以外の変更については、総会での決議などは必要ありません。

これらの「変更」があった場合は、NPO 法人はその旨を所轄庁に届け出ることになります。また、これらの場合のうち、⑦の新任の場合には、その届出書に、就任承諾及び誓約書（法 10①二ロ）、住所又は居所を証する書面として条例で定める書面（法 10①二ハ）を添付することが必要です（法 23）。

なお、理事の氏名、住所、資格は登記事項ですので、これらに変更があった場合は、変更の登記をしなければなりません（組登令 3）。

（問 55）特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。

法人と理事個人との利益相反行為については、当該理事は代表権を有さないため、所轄庁は、利害関係人の請求又は職権により特別代理人を選任することになります。

定款で定められている任期が終了し、後任の役員が選任されていない場合、民法第 654 条の規定により、急迫な事情があるときや、後任の役員が選任されるまでの間、前任者は必要な職務を行わなければならないため、仮理事の選任は必ずしも必要ではありません。

しかし、前任者が何らかの原因により職務を継続できない事情が生じて、法人に損害が発生することが避けられないような場合等、所轄庁は利害関係人の請求又は職権により仮理事を選任することになります。

（問 56）「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。

法第 5 条第 1 項において、その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で行うことができると規定されています。それゆえ、必ずしもその他の事業の開始の初年度から黒字が見込めるとは限りませんが、2 事業年度継続して多額の赤字が生じるような場合は、所轄庁による報告徴収・立入検査の対象となる可能性があります。

（問 57）その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。

法第 5 条第 1 項で、その他の事業において利益を生じたときは、特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないと規定されていることから、その利益は特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければなりません。

（問 58）区分経理を行わなければならないのはどのような場合ですか。

NPO 法人は、一定の要件のもとで特定非営利活動に係る事業（本来事業）以外の事業（その他の事業）を行うことが認められています（法 5 ①）が、その他の事業を行う場合には、その他の事業に関する会計を本来事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません（法 5 ②）。

これは、①その他の事業によって得られた利益が本来事業に充てられたこと、また、②その他の事業が本来事業に支障がないこと、という法律上のその他の事業についての要件を確認できるように定められたものです。

ただし、従来のように計算書類等を別葉表示するのではなく、活動計算書（予算書）において別欄表示することとします。また、その他の事業に固有の資産（在庫品としての棚卸資産等）で重要なものがある場合や、按分を要する本来事業とその他の事業に共通な資産で重要性が高いと判断される資産については、計算書類の注記にその内訳を記載します。

（問 59）NPO 法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。

NPO 法人が設立された直後で、事業報告書等が作成されるまでの間には、次の書類を利害関係人に対して閲覧させることになります（法 28③）。

- ① 設立当初及び翌事業年度の事業計画書
- ② 設立当初及び翌事業年度の活動予算書
- ③ 設立当初の財産目録
- ④ 役員名簿

- ⑤ 定款
- ⑥ 認証に関する書類の写し
- ⑦ 登記に関する書類の写し

（問 60）事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。

事業計画書及び活動予算書については、法人の設立申請時及び定款変更時に所轄庁へ提出する必要がありますが、毎年所轄庁に提出したり、閲覧させたりする義務はありません。しかし、NPO法人自身が当該事業年度の正味財産の増減原因等を事前に把握し、適切に法人運営を行うに当たって実務上有用な書類であるといえるため、経常的に作成することを妨げるものではありません。

（問 61）事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。

事業報告書、活動計算書及び貸借対照表は、設立後最初の決算が行われるまでは作成されませんので、備え置く必要はありません。

しかし、財産目録については、設立の時に作成して備え置くことが義務付けられています（法 14）。

（問 62）法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。

法第 28 条第 3 項の規定に基づき、その時点において「事業報告書等」「役員名簿」「定款等」として備置期間内の有効なもの、すなわち「役員名簿」「定款等」は最新のものを閲覧させることとなります。

（問 63）閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。

法第 28 条第 1 項、第 2 項の規定により、すべての事務所において事業報告書等の備置きが義務付けられたことから、閲覧の請求があった場合には、法第 28 条第 3 項の規定によりすべての事務所で閲覧の義務が発生するものと考えられます。

（問 64）法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。

NPO法人の事務所で閲覧できる書類と所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、基本的には同じです。ただし、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、所轄庁が「NPO法人から提出を受けた」事業報告書等、役員名簿（法 30）ですので、これらの書類が作成後所轄庁へ提出されるまでの間については、事務所でのみ閲覧が可能になります。

なお、所轄庁に対する閲覧、謄写請求の場合は誰でも閲覧、謄写が可能ですが、法人が事務所において閲覧をさせる義務を有するのは、社員、その他の利害関係人に限られます。

（問 65） 謄写に当たって、所轄庁から手数料等を請求されることはありますか。

開示書類の謄写については、請求者本人が行うこととされているので、情報公開制度のように、行政機関が写しを交付する仕組みとは異なります。したがって、所轄庁が自ら謄写行為を行うこととして、当該行為に係る手数料を取ることは不相当だと考えられますが、閲覧・謄写が行われる場所にコピー機等を設置し、実費（コピー代及び紙代等）を徴収することは、当事者間の合意に委ねられることとなります。

（問 66） 貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、どの程度まで具体的に定める必要がありますか。

定款を見た市民や利害関係者にとって当該NPO法人の貸借対照表がどのような手段により、どのような媒体において公告されているかが明らかになる程度に明確に定めていただく必要があります。

具体的には、

- ① 官報に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「官報に掲載」と記載してください。
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載」など具体的に記載してください。
- ③ 電子公告の方法を選択する場合は、例えば、「この法人のホームページに掲載」、「内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載」など具体的に記載してください。他方、URLまで定款に記載する必要はありません。
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置を選択する場合は、例えば、「この法人の主たる事務所の掲示場に掲示」など具体的に記載してください。（P26を参照ください。）

（問 67） 貸借対照表の公告方法を定款において定める場合、複数の手段を定めることはできますか。

公告方法を「A及びBによる方法とする」といったように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、「A又はBによる方法とする」といったように公告方法を選択的に定めることは認められないと考えられます。

これは、定款を見た市民や利害関係者がどちらの方法で公告されているかが明らかではないためです。

（問 68） 貸借対照表の公告以外にも公告事項はありますが、貸借対照表の公告のみを別の方法とすることを定款に記載できますか。

法第11条第1項第14号では、定款において公告方法を記載しなければいけないと規定されていますので、貸借対照表の公告も含めて法人としての公告方法を定款に記載していただく必要があります。

例えば、「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」といったように貸借対照表の公告のみを別途規定することは可能です。

（問 69）貸借対照表の公告の方法のうち、電子公告（法第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、法規第 3 条の 2 第 1 項）とはどのようなものですか。

電子公告の方法として内閣府令で定める「インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの」（法規第 3 条の 2 第 1 項）とは、要するにインターネット上のウェブサイト公告事項を掲載することをいいます。当該ウェブサイトは、NPO 法人自身が管理運営するものでもよいし、第三者が管理運営するものであって当該 NPO 法人が直接掲載するものや第三者に委託し掲載するものであっても構いません。

掲載については「不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く」（法第 28 条の 2 第 1 項第 3 号）ことが必要ですので、判断に当たっては、例えば、無料で、かつ、事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態にあるのか、法定公告期間中継続して掲載することが可能か、などを踏まえる必要があります。

（問 70）電子公告の方法として、LINE を使用する方法は含まれますか。

SNS をはじめインターネットを利用して情報を発信できるサービスが近年増えていますが、提供されるサービスの内容や利用規約等はそれぞれ異なっています。電子公告にあたっては、個々のサービスごとにその内容等を踏まえて電子公告の掲載場所としてふさわしいかどうかを判断してください。

例えば、ある NPO 法人が LINE のトークに貸借対照表を投稿した場合、他の人がその貸借対照表を閲覧するには、サービスを利用するために登録行為をしなければなりません。これは、「事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態」とは言えませんので、LINE は電子公告の方法としてふさわしくないと考えられます。

（問 71）貸借対照表の公告の方法のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」（法第 28 条の 2 第 1 項第 4 号、法規第 3 条の 2 第 2 項）とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の自宅の一室を NPO 法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればいいですか。

法第 28 条の 2 第 1 項第 4 号には「不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態」とあるので、利害関係者のみならず広く市民が当該 NPO 法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要と考えられます。したがって、例えば、法人の主たる事務所の掲示板や入口付近に掲示することが相応しいと考えられます。

ただし、そのマンションや民家の構造、アクセス容易性などを踏まえて判断されるものです。

（問 72）貸借対照表の「要旨」（法第 28 条の 2 第 2 項）とはどのようなものをいうのですか。

掲載金額の単位については「千円」とするなど、適切な単位をもって公告するものをいいます。

また、掲載科目の範囲については、各法人の事業活動の内容、規模、財務状況等の具体的事情に応じて、各法人ごとに重要な項目に適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項を公告するものをいいます。

（問 73）役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

他の認定NPO法人等が認定等を取り消された場合において、当該認定等の取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該他の認定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないものが役員にいる認定NPO法人等は、義務的取消しの対象となります（法47イ、67①一）。

しかしながら、義務的取消しであっても欠格事由に該当する疑いがあれば即座に取り消されるわけではなく、義務的取消しという不利益処分については、原則として、所轄庁は聴聞による事実確認を行うことが必要であり、欠格事由に該当するかは聴聞を踏まえて判断されることとなります。

したがって、認定又は特例認定の取消しに関する聴聞手続が行われる前に、その役員を解任するなどの措置をとっていただければ、義務的取消しの対象とならず、欠格事由の対象とはなりません。

（問 74）国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの（法第47条第4号）とはどのような状態をいうのですか。

法第47条第4号でいう国税又は地方税の滞納処分が執行されているものとは、その法人が国税又は地方税を完納しない場合に租税債権の強制的実現を図るため、各行政機関が財産の差押え、交付要求（参加差押えを含みます）、換価、配当等の行政処分を執行している状態をいいます。

（問 75）活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。

認定等の審査は提出されている活動計算書又は収支計算書に基づいて行われるものであり、書類の違いにより認定等の基準が変わることはありません。

5 法人の合併・解散について

（問 84）合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。

新設合併に際して、所轄庁に提出する書類は次のとおりです。

- ① 合併認証申請書
- ② 社員総会の議事録の謄本
- ③ 定款
- ④ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑤ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面
- ⑦ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- ⑧ 宗教活動・政治活動の制限等（法2②2）及び暴力団の統制下でないこと等（法12①3）に該当する旨の確認書
- ⑨ 合併趣旨書
- ⑩ 合併の初年（度）及び翌年（度）の事業計画書
- ⑪ 合併の初年（度）及び翌年（度）の活動予算書

（問 85）法第 35 条第 1 項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるものですか。

貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する NPO 法人（合併によって NPO 法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各 NPO 法人）が作成することが必要です。これは、債権者の保護のためには、合併前の各法人の資産の状況を明確にしておくことが必要だからです。

また、作成された貸借対照表及び財産目録については、合併するそれぞれの法人の事務所に備え置くこととなります。

（問 86）合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 87 号）が平成 17 年 2 月 1 日から施行され、これまで官報か時事に関する日刊新聞紙に限定されていた公告方法に加え、インターネットを利用して公告を行うことが可能となりました。このため、電子公告の方法をもって公告を行う旨を定款に定めておけば、インターネットのみによる公告も認められます。

なお、公告方法が電子公告である場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法（官報または日刊新聞紙のいずれか）を定款に定めることができます。

（問 87）合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。

組登令第 8 条、第 11 条第 1 項第 2 号及び第 13 条の規定により、合併の認可その他合併に必要な手続きが終了した日から主たる事務所の所在地において 2 週間以内、従たる事務所の所在地において 3 週間以内に以下の登記を行うこととなります。

- ① 合併により消滅した法人については、主たる事務所の所在地のみで解散の登記
- ② 合併後存続する法人については、主たる事務所及び従たる事務所の所在地で変更の登記（ただし、組登令第 11 条第 2 項各号に変更が生じない場合は主たる事務所の所在地のみ）
- ③ 合併により設立する法人については、主たる事務所及び従たる事務所の所在地で設立の登記

また、登記を行わなかった場合には、法第 39 条第 2 項において準用する法第 13 条第 3 項の規定により、所轄庁から合併の認証を取り消される場合があります。